



2022年6月23日

各 位

東京都港区港南二丁目16番1号  
大東建託株式会社  
代表取締役社長 小林克満  
(コード:1878 東証プライム・名証プレミア)

## 調査チームの調査結果報告書の受領に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日付「当社連結子会社の不適切な会計処理に係る調査に関するお知らせ」に記載のとおり、当社連結子会社における不適切な会計処理の疑義（以下、「本件疑義」といいます。）につきまして、弁護士、公認会計士などの外部専門家を加えた調査チームを設置し、調査を行ってまいりました（以下、「当調査」といいます。）。当調査につきまして、昨日、調査チームより「調査報告書」を受領しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 調査チームの調査結果について

本件疑義に関する調査結果につきましては、添付の「調査報告書(要旨版)」をご覧ください。なお、当該報告書(要旨版)につきましては、プライバシー及び機密情報保護等の観点から、個人名等につきましては、部分的な非開示処置を施しております。

### 2. 連結業績への影響について

当社連結業績への影響は以下のとおりです。

- ・当社連結子会社の未払金および未払費用の過大計上（2022年3月末時点で約569百万円）
- ・当社連結子会社の広告宣伝費等の不適切な支払い（2022年3月末時点で約212百万円）

結果、当調査により判明した不適切な会計処理は、2022年5月24日付「当社連結子会社の不適切な会計処理に係る調査に関するお知らせ」に記載の金額より約50百万円増加の合計約781百万円（2022年3月末時点）となりました。

なお、これら不適切な会計処理による当社連結業績への影響は限定的であるため、過年度の決算の訂正は行わず、今年度(2023年3月期)第1四半期にて、処理することといたします。なお、現時点では税金等調整前四半期純利益が781百万円増加する見込みです。

### 3. 今後の対応について

当社は、調査チームによる調査結果を真摯に受け止め、具体的な再発防止策を策定・実行してまいります。

なお、再発防止策の具体的な内容については、決定次第、改めてお知らせいたします。

この度は、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

以上

この件に関するお問い合わせ先  
大東建託(株)経営企画室  
塩見、吉田  
03(6718)9068

2022年6月22日

大東建託株式会社 御中

## 調査報告書（要旨版）

当社連結子会社等における不適切会計処理等に関する調査チーム

弁護士（社外取締役） 山口利昭

弁護士・公認会計士 豊田孝二

### 1 はじめに

我々は、大東建託株式会社（以下「当社」という）従業員により、当社連結子会社内において不適切な会計処理が行われていることが発覚したことを受けて、調査を行った。

以下、調査結果につき報告する。

### 2 発覚の経緯及び調査チーム立上げについて

#### (1) 不適切な会計処理発覚の経緯

2022年4月13日の大東建託リーシング株式会社（当社連結子会社。以下「大東建託リーシング」という）代表取締役社長のA氏が、当社経理部次長のX氏が不適切な経費使用をしているのではないかと疑いを抱き、これを告発したことを契機として、当社内部監査室による社内調査が開始した。この調査のメンバーは、当社内部監査室長ほか合計3名である。

また、2022年4月26日、X氏から当社執行役員経理部長であるB氏に対して、大東建託リーシングに不適切な計上の疑いのある未払金及び未払費用の残高が約500百万円あるとの自主的な申告があったことから、当社経理部でも内部監査室と並行して社内調査を開始することとした。この調査のメンバーは、経理部を所管する当社取締役のC氏を筆頭に、B氏ほか合計10名である。

#### (2) 調査の開始及び調査チームについて

2022年5月10日、当社取締役（社外）であるD氏は、C氏からの報告を受けて、B氏及びC氏と相談の上、内部監査室及び経理部による調査を続行させることに加え、社内調査の公正性・中立性を確保すること、外部専門家として社内調査の適正性・客観性を確認・担保することを目的として、弁護士4名、公認会計士18名を調査業務担当者に加えたほか、デジタル・

フォレンジック担当者2名を追加した。

### 3 調査方法等

#### (1) 調査の目的

外部専門家等で構成された調査チーム（以下「調査チーム」という）による調査（以下「本件調査」という）の目的は、社内調査により判明したX氏による不適切な会計処理の事案（以下「本件事案」という）の解明のほか、関係者による関与の有無の調査、類似事案の調査、原因分析等である。

#### (2) 本件事案の調査と類似事案の調査

調査チームは、本件事案の調査及び類似事案の調査（以下「件外調査」といい、本件事案と類似事案を併せて「本件事案等」という）を実施した。本件事案の調査としては、内部監査室及び経理部による社内調査の内容・事案を確認するとともに、同調査が適切に行われていることを検証し、そのうえで改めて、関係者に対するヒアリングや資料精査、デジタル・フォレンジック調査等により、調査チーム独自の調査を行った。また、本件事案以外に類似事案が行われていないかを確認するために件外調査を実施した。

#### (3) 調査実施期間

先行調査を含めて2022年4月13日から同年6月21日までである。

#### (4) 調査の範囲

##### ア 調査対象会社、調査対象事業

当社、大東建託リーシング、大東建託パートナーズ株式会社（以下「大東建託パートナーズ」という）を調査対象会社とした<sup>1</sup>。

##### イ 調査対象期間

X氏が経理責任者となった時期を踏まえて、大東建託リーシングに関しては2019年3月期以降<sup>2</sup>2022年3月期までを、大東建託パートナーズに関しては2018年3月期以降2022年3月期までを調査対象期間とした。

---

<sup>1</sup> そのほか、件外調査の一環でアンケートを実施しており、そこでは関係会社の経理関係者も対象としている。

<sup>2</sup> 2018年3月期はX氏以外の課長による仕訳承認が実施されており、X氏による経理処理への影響は無い。ただし、人事記録上、X氏が大東建託リーシングに次長として就任した時点が2018年3月期であることから、X氏の影響範囲内の仕訳検証の手続きとしては、2018年3月期を含めて検証した。

そして、X氏による不適切な未払費用の計上の関与が疑われた当社の「β室」については、同部門で最初に会計記帳が実施された2019年12月31日から2022年3月31日までを調査対象期間とした。

#### (5) 実施した調査方法

##### ア ヒアリング

2022年5月13日から同年6月15日までの間に、X氏を含め重要な複数の関係者、大東建託リーシング関係者、外部関係者（甲社社長等）など、合計28名に対して延べ50回のヒアリングを実施した。

##### イ 取引関連資料の精査・取引データの分析

調査チームは、当社、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシング並びに一部取引先から、本件事案に関係する会計関連書類・証憑の提出を受け、これらの資料を精査・分析した。

また、件外調査として、当社、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングにおいてリスクに応じて抽出した仕訳に関係する会計関連書類・証憑の提出を受け、これらの資料について確認及び分析を実施した。

##### ウ デジタル・フォレンジック調査

X氏及び大東建託リーシング従業員1名の会社貸与PC及びスマートフォンを保全するとともに、両氏、大東建託パートナーズの元従業員<sup>3</sup>及びA氏のメールサーバ内データを対象としたデジタル・フォレンジック調査を実施した。

##### エ アンケート

調査チームは、2022年6月1日から同月14日までの間、当社経理関係者64名及び関係会社経理関係者70名の延べ合計134名を対象として記名式のアンケート調査を実施し、調査対象者全員から回答を得た。アンケート実施にあたっては、調査チームのみが閲覧可能となるような方法で実施し、その後、回答内容を確認して必要な範囲でフォローアップを実施した。

##### オ 外部確認

---

<sup>3</sup> X氏による不適切な会計処理が行われていた当時は大東建託パートナーズ管理工事部所属であったことにより選定した。現在は大東建託パートナーズからの出向で当社グループ内の子会社にて勤務している。

外部の取引先については、不適切な会計処理に関係している可能性のある取引先に対してヒアリング及びメール等により事実関係を確認し、関連証憑等を入手し検証を行った。

#### (6) 調査の前提と限界

本報告書は、調査チームが可能な限り適切と考えた調査及び分析を行った結果をまとめたものであるが、調査実施者には強制力を伴う調査権限がないこと等、本件調査に一定の限界があったことは否定できない。また本件調査は本件事案等を調査すること等を目的としたものであり、また、当社のために行われたものであって、調査チームは、当社以外の第三者に対して責任を負うものではない。

### 4 調査した事案の内容及び結果

#### (1) 本件事案の調査結果及び件外調査の結果

##### ア 本件事案の調査結果について

調査チームによる調査の結果、以下(2)の各事案(「チ その他」を除く)については、いずれも不適切な会計処理であると認定しているが、このうち、「ス 契約書読込業務委託費用の未払金への過大計上」及び「タ 事業用資産の無償譲渡」については誤謬であると認定し、それ以外はすべて不正であると認定した。

##### イ 件外調査の結果について

調査チームは、前述のような件外調査を実施したところ、不適切な会計処理は確認されなかった。

#### (2) 各事案の概要

調査チームは、本件事案では、X氏が以下の不適切な会計処理を指示し、また承認することにより主導したと認定した。

ア 連結子会社のキャンペーン旅行費用の未払費用への過大計上(2019年3月期、265百万円)

イ 十分な根拠なく処理されたリクルート関連費用の未払費用への計上(2019年3月期、100百万円)

ウ 連結子会社のキャンペーン旅行費用の未払金への二重計上(2020年

3月期、308百万円)

- エ 取引実態のない請求書による広告宣伝費等の未払費用への計上(2021年3月期に230百万円、2022年3月期に8百万円)
- オ 取引実態のない請求書による広告宣伝費等の不適切な支払い等(2022年3月期、162百万円)
- カ 取引実態のない請求書による広告宣伝費の不適切な支払い(2022年3月期、29百万円)
- キ 避難場所案内看板費用の未払金等への過大計上(2019年3月期、488百万円)
- ク 連結子会社の賞与引当金の二重計上(2019年3月期、261百万円)
- ケ フルハーネス費用の未払金への過大計上(2019年3月期、42百万円)
- コ クリーン大作戦費用等の未払金への過大計上(2020年3月期、203百万円)
- サ CKシステム締め後費用の未計上(2021年3月期、106百万円)
- シ 連結子会社の原状回復引当金の過少計上(2021年3月期、360百万円)
- ス 契約書読込業務委託費用の未払金への過大計上(2020年3月期、41百万円)
- セ その他の不適切な会計処理
  - (ア) システムトラブルに起因する無料使用分の取引実態のない売上の計上(2022年3月期、1.2百万円)
  - (イ) 業者IDを利用したなりすまし利用による取引実態のない売上の計上(2022年3月期、3.1百万円)
  - (ウ) システム開発費の他業者経由による取引計上(2022年3月期、6.

8百万円)

(エ) 工事施工会社を利用した原価付替 (2022年3月期、19百万円)

(オ) 権限外承認に伴う未払金計上 (2020年3月期、30百万円)

ソ 不適切な経費使用

(ア) 新幹線利用の定期券購入と電子マネーへのチャージ (452千円)

(イ) その他会社が承認していない経費の使用 (96千円)

タ 事業用資産の無償譲渡 (譲渡損は347千円)

チ その他

X氏は、α事業において、外部会議室の未承認利用、外部コンサルタント会社との未承認契約、取引業者の印鑑所持と使用、α事業収支の未報告といった不適切な行為を行っていた。また、α事業でタブレット端末が管理簿上12台を売却と記載されていたところ、1台は取引業者に無償提供されていたが、残りについてはどのように処分されたか不明であった。

## 5 会計上の影響と分析

本件事案による不適切な会計処理の過年度における影響額は以下の通りである。なお、訂正した場合の法人税等への影響等については、派生する会計処理として会社の見解を踏まえる必要があるため、以下の影響額には含めていない。

(単位：百万円)

△は減少	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期
売上	-	-	-	-	△ 4
売上原価	-	△ 530	△ 134	1,070	△ 466
売上総利益	-	530	134	△ 1,070	461
販管費	-	△ 627	△ 37	△ 109	48
営業利益	-	1,157	171	△ 961	413
経常利益	-	1,157	171	△ 961	413
特別損失	-	-	-	-	0
税引前当期 純利益	-	1,157	171	△ 961	412

## 6 役員の間与

X氏が大東建託リーシング及び大東建託パートナーズの経理責任者並びに当社のα事業の事業責任者となっていたことに鑑み、2017年4月から2020年3月までの間、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングの不動産事業本部長を務めていたE氏、2017年4月から現在まで大東建託パートナーズの社長を務めるほか、2020年4月以降、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングの不動産事業本部長を務めているF氏及び2017年4月から大東建託リーシングの社長を務めているA氏を調査対象とした。

調査の結果、いずれの役員についても、X氏による不適切な会計処理を指示していたとされる事実は認められず、また、不適切な会計処理を明確に認識していたと評価できる事実も認められなかった。

## 7 本件における不適切な会計処理が行われた動機

### (1) 大東建託リーシングにおける不適切な会計処理について

X氏は、予算<sup>4</sup>と実績値の乖離をなるべく生じさせないようにしたいという意識の下、全社的な増収増益を達成するためには、経理部として全社的な対外公表数値を維持することで、目標達成に貢献することが期待されていると考えて、経理責任者という立場を活かして様々な会計処理を使ったものと思われる。また、会計的な処理を活用して、各期の対外公表数値を維持するといった期待に応えることで、X氏自身の承認欲求を満たしていたものであり、会社における自身の存在感が高まり、自身の満足感充足にもつながっていた可能性がある。さらに、X氏自身が、これらの行為を比較的安易に考えて不適切な会計処理を行っていたことが窺える<sup>5</sup>。

### (2) 大東建託パートナーズにおける不適切な会計処理について

大東建託リーシングと同様、会計的な処理を活用して実績値を予算に揃えることがX氏自身の承認欲求を満たしていたものであり、会社における自身の存在感が高まることで満足感充足にもつながっていた可能性がある。また、X氏において、社内の会議にて管理工事が注意を受け、叱責を受けているものと認識し、何とかできないかと考えたことも不適切な会計処理を行った

---

<sup>4</sup> 直近予測あるいは見込みの場合もあるが、以下では、すべて「予算」との表現で統一している。

<sup>5</sup> X氏が、これらの不適切な会計処理を安易な考えで開始したのは、「たとえ問題のある引当金計上だとしても、後日の取崩しによって補正できる（不適切な処理を後日正常化できる）」といった意識を有していたからと思料される。これはX氏が元公認会計士としての財務会計的知見を有しており、会計処理によって「なんとか帳消しにできる」可能性を認識できたことにも起因するところである。

理由と思われる。

(3) α事業に係る不適切な会計処理について

X氏において、自身が事業責任者を務める「α事業」の売上確保が大命題であると考え、売上目標達成のために不適切な会計処理を行っていたと思われる。

(4) 個人的な経費使用について

X氏は、経費処理に係る事務手続きが煩雑と考え、また一部手続きを誤ったことにより、会社の承認を受けないまま経費を使用していた。

## 8 本件事案が発生した原因について

(1) 原因分析の目的・方針（概要）

本報告書では、専ら財務報告に係る内部統制に関連する原因分析を取り上げることにした。

(2) 原因分析

ア 背景事情

当社の一部の従業員の間では、公表している業績予想等の数値はできる限り守りたいと考える当社の経営陣を意識して、予算と実績値の乖離をなるべく生じさせないという意識が強くなった可能性があり<sup>6</sup>、そういった意識が本件事案等発生背景にあった。特に、X氏は、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングにおいて予算作成者かつ経理責任者であったことから、より一層、予算と実績値の乖離を注視する立場にあった。またX氏は、仕訳の承認権者として実績値を任意に調整することが可能であり、決算の正確性の検証も潜脱することが可能となっていたことも背景として挙げられる。

そのほか、当社経理部では、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングの経理業務を担当するグループのほとんどの従業員が両社からの転籍者であるため、経理部内のグループ間でのカルチャーも多くの部分で異なっており、グループ間のコミュニケーションも活発に行われておらず、お互いに相談しにくい等といった業務の分断等が生じていた可能性がある。

---

<sup>6</sup> 当社においては、従来から「株主に約束した数字は必ず達成する。」という経営陣の意識が強く、管理部門の幹部においては、このような経営陣の思いを斟酌する傾向があった。

## イ 統制活動

- (ア) X氏は、大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングの経理責任者を務めていたが、元公認会計士であったこともあり、A氏及びF氏ともにX氏の会計処理等を全面的に信用しており、経理責任者を別の者と交代させるという発想には至らなかった。また、経理担当者らがX氏に異議を唱えることはできず、X氏の地位は変わるものではなかったと言える。加えて、各社の経理業務は統一化されておらず、グループ間の人事異動もできなかったことから、X氏が大東建託パートナーズ及び大東建託リーシングの経理責任者を続けざるを得ない状況にあったと言える。このように、X氏が、両社の経理責任者として承認権限を有し続けることができたことが本件の不適切な会計処理が発生した原因の一つと考えられる。
- (イ) X氏は、大東建託リーシングにおいて経理責任者を務めながら、自身が事業責任者でもあった $\alpha$ 事業の支払権限も有していたことも原因の一つと考えられる。これによりX氏が支払申請伝票決裁権者と仕訳を承認する経理責任者を兼務することになり、内部牽制が十分に効かない状態となっていたことは否定できない。

## ウ 統制環境

X氏と経理担当者は上司・部下の関係である上、過去にもX氏によって異動させられた者がいたとの風評の存在や職場の雰囲気もあって、X氏の指示に逆らいにくい状況であったことに加えて、元公認会計士であるX氏が言うことであれば根拠があるのではないかという軽率な思い込み等もあり、X氏の指示に特に不信感を抱くことなく、また、少しおかしいと思っても何も言わずにX氏の指示に従う等といった経理担当者らの会計処理におけるコンプライアンス意識が低かったことが原因の一つと考えられる。

そのほか、当社が定期的実施しているコンプライアンス研修も、専ら支店向けの研修であり、本社向けの研修、特に不正会計といった研修が行われていないこともあって、経理部にも関わらず経理担当者らの不正会計に対する意識・認識が乏しかったと考えられる。

## エ 情報と伝達

X氏による不適切な会計処理を認識していた経理担当者もいたが、内部通報制度が利用されなかったため、不適切な会計処理の拡大を防ぐことができなかった。内部通報制度が利用されなかった原因としては、内部通報

制度では守秘義務が守られておらず、通報の存否や通報内容が社内に知られてしまうといった誤解を持たれていたことなどが理由として考えられる<sup>7</sup>。

#### オ モニタリング（監視活動）

内部監査室には22名所属しており、そのうち5名がJ-SOX推進課に所属し、残り17名が内部監査を担当している。しかしながら、内部監査室の往査は支店への監査の比重が極めて大きく、本社への監査は往査頻度も高くない等、内部監査室による経理部への監査が十分でなかった可能性があり、そのことも本件事案等発生の原因の一つと考えられる<sup>8</sup>。

以上

---

<sup>7</sup> 当社（単体）としてみると、内部通報の件数は年間300件を超えるものであり、決して少ない数字ではない。しかし、内部通報制度の運用は支店におけるコンプライアンス案件の発見に主眼が置かれており、また経理部門においては「業務の特殊性ゆえに、通報をすれば誰が行ったのかバレてしまう」といった担当者の危惧感から、通報が全くなされていないのが現状である。今後の対策としては、抜き打ち調査を行う等、調査方法を工夫することで通報自体の秘密を守り、また、通報担当者には守秘義務があり、通報者は守られることを周知徹底することにより、管理部門における通報件数を増やす対策が必要となる。

<sup>8</sup> 経理部への内部監査が機能してこなかった理由としては、内部通報制度と同様、当社の監査は支店におけるコンプライアンス案件の発見を重視しており、本社部門・管理部門への監査の関心が薄いことが挙げられる。したがって、経理部門の内部監査に必要な保証機能、指導機能を発揮できるようなスキルを有している監査担当者を増やすことが今後の課題といえる。